令和2年 第11回総務経済常任委員会会議録

令和2年10月29日 議員控室

〇事 件

町長報告事項

- (1) 日本フードパッカー(株)による工場新設について(農林課)
- (2) 選挙公営の実施について(総務課)

〇出席委員(6名)

 委員長
 三
 澤
 公
 雄
 君
 副委員長
 牧
 野
 仁
 君

 横
 田
 喜
 世
 君
 古
 本
 雅
 晴
 君

〇欠席委員(0名)

〇出席委員外議員(1名)

議 長 能登谷 正 人 君

〇出席説明員(7名)

農林課長 加 藤 貴 久 君 農林課参事 荻 本 正 君 農業振興係長 宮 下 洋 平 君 選挙管理委員会事務局長 三 澤 聡 君 選挙管理委員会次長 相 木 英 典 君 選挙係長 吉 田 正 樹 君 書記 吉 原 匠 君

〇出席事務局職員

事務局長 井 口 貴 光 君 事務局次長 成 田 真 介 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長(三澤公雄君) それではみなさん揃っていますので始めたいと思います。第 11 回総務経済常任委員会をはじめます。

【農林課職員入室】

◎ 所管課報告事項

- ○委員長(三澤公雄君) まず一つ目の案件、報告事項の日本フードパッカー株式会社による工場新設について、農林課より報告お願いします。
- ○農業振興係長(宮下洋平君) 委員長。農業振興係長。
- ○委員長(三澤公雄君) 農業振興係長。
- ○農業振興係長(宮下洋平君) 私から日本フードパッカー株式会社による工場新設につきまして、ご説明申し上げます。

資料表紙の次のページと2ページ目の別紙というものをご覧いただきたいと思います。これまでの経過でありますが、国際的な経済連携、●●協定や国内での環境問題や労働人口の減少など、国内の食肉生産・製造を取り巻く環境が厳しさを増している中、町内立岩にあります、日本フードパッカー株式会社道南工場が、今後も八雲町で事業を継続していくため、競争力を持った新たな工場の建設を計画しております。

それにより、引き続き安定した雇用の創出が期待できることを考慮し、町は日本フードパッカー株式会社と食肉処理加工施設設備を整備する新会社、仮称でありますが八雲食肉センター株式会社への出資と、新会社による国庫補助金を活用した施設整備を計画し、位置づけに向けて関係機関と協議を重ねてきたところであります。

今年度に入り、町としましては新会社設立に係る出資金を予算措置するとともに国庫補助金、補助事業の活用に向けて準備を進めてきたところでありますが、国と日本フードパッカー株式会社八雲町との協議を重ねてきた中で、地元自治体との出資会社の設立を応募用件としない、新たな国庫補助事業が創設されたことから、日本フードパッカー株式会社が事業主体となりまして、道南工場を新設する計画に変更することといたしました。

今後、当事業における八雲町としての関わり方ですが、新会社への出資は行わず、新たな 国庫補助事業の募集要件に地元自治体食肉処理施設、食肉流通事業者、畜産農家の4社で構成するコンソーシアム組織を設置し、国産食肉の生産流通体制を強化するための計画を策定する必要があることから、町としては引き続き当事業計画に積極的に参画し、工場新設に向けて協力してまいります。

なお、11月17日火曜日午後6時から、八雲町民センターにおきまして、都市計画法に基づく道南工場の建設に係る住民説明会の開催を予定しておりますので、お知らせいたします。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(三澤公雄君) 報告が終わりました。皆様のほうから何か質疑ご意見はありませんか。

- ○委員(大久保建一君) 委員長。
- ○委員長(三澤公雄君) 大久保委員。
- ○委員(大久保建一君) すみません。単純な質問で、これ新会社八雲食肉センター株式会社というのは、まだ登記はしていなかったということですね。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長。農林課長。
- ○委員長(三澤公雄君) 課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 新会社設立のご説明をさせていただきましたが、まだ設立には 至っておりません。
- ○委員(大久保建一君) 委員長。
- ○委員長(三澤公雄君) 大久保委員。
- ○委員(大久保建一君) それと、変更後のコンソーシアム組織というのは、なにか法人を 設立することになるんですか。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長。農林課長。
- ○委員長(三澤公雄君) 課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) コンソーシアム組織につきましては、いわゆる地域協議会という位置づけになります。補助事業実施にあたっての地域協議会は、任意団体になりますので、 法人登記等をする予定はございます。
- ○委員長(三澤公雄君) ほかに。そしたら、今のと関連になるんだけど、(仮称) 八雲食 肉センター株式会社というのは、今後は作らないというかたちになるのかな。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長。農林課長。
- ○委員長(三澤公雄君) 課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 現在、そういう方向で協議している段階でありまして、国の補助事業等の整理が最終的につけば、最終的に設立は無しというかたちで結論が出ると思います。今回のご報告につきましては、そういう方向で今、舵を切っているというご報告ということでご理解いただきたいと思います。
- ○委員長(三澤公雄君) そうすれば勝手に牛関係の畜産農家はですね、(仮称)八雲食肉センター株式会社というものができて動いて、その工場を作る流れでいけば、また八雲で牛のと畜も可能になることも考えられるなってことを、ささやいた部分があるんですけども、今回のコンソーシアム組織でいくと、完全な豚で作るわけだし、このあとの流れから行くとやっぱりメインの豚から外れることもないんじゃないのかなと思うんですけども、その辺のところはどのように理解しておいたらいいでしょうか。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長。農林課長。
- ○委員長(三澤公雄君) 課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長ご指摘のとおり牛の処理につきましては、現在、道南工場ではやめたというか、機能をフードパッカーと違う工場のほうに、具体的に言いますと網走のほうに機能移転しているということが現実であります。今回、豚の計画に特化して八雲食肉センターの当初事業計画におきましても、豚に特化してまずは工場新設という部分はご説明させていただきましたが、その中で町として出資とした関わりの中で牛の機能についても追及していくという部分はご説明申し上げました。

出資というかたちではございませんが、事業展開していく中で、補助事業だけのコンソーシアム組織ではなく、その後の運営につきましても、流通と生産の部分も入った中で、もちろん地元自治体も入った中でということなので、この工場のあり方については、コンソーシアム組織で十分議論できるものと考えていますので、地元要望として取り扱っていきたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

○委員長(三澤公雄君) わかりました。じゃあまだ一縷の望みを。ちょっと外れるかもしれませんけど、最近SNSで大阪方面だったんですけど、北里八雲牛の内臓肉、ハラミって表現をしてたんですよ。関西のほうでハラミと言ったら横隔膜の表現なので、今の北里八雲牛の流通の中では●●で扱っている部分は、いわゆる精肉の部分ですから、日ハムさんでと畜したあとで、生産者の要するに手元になかなかメリットがない内臓肉がやっぱりそういうふうに流通している。その高級肉と一緒に並べられてね、こんなうまいもの食ったっていうふうに出ていたSNSを間接的に見たんですよね。

だからそういう意味で北里八雲牛のこれからも八雲の展開を考えたときに、やはり地元で、もしくは地元の近くでと畜するということは必須だと思うんです。健康な牛の内臓肉、失礼な言い方かもしれませんけど、いわゆる黒毛和牛の肥育かけた牛は健康ではありませんから。痂皮になり、極端に言ったら目が見えないくらいビタミンAの接種を制限して育てた牛の内臓肉と、元気はつらつ健康に草だけ食べた牛の内臓肉では絶対価値が違うと。だから物語の作り方、実際の味なんかも変わってくる、お客さんの受け止め方が変わってくるわけで、是非、今課長答弁の中にコンソーシアム組織においても牛の部分はまだまだ語ってってもいいんだという答弁をいただいたので、是非、引き続き関係者ともども大事に育てていきたいと思うので、ご協力お願いいたします。ほかにありませんか。なければこの報告案件は終わります。

- ○農林課参事(荻本 正君) 委員長。すみません、よろしいでしょうか。
- ○委員長(三澤公雄君) 参事。
- ○農林課参事(荻本 正君) すみません。9月15日開催の総務常任委員会の報告の中の 八雲町育成牧場用地の購入と用地の無償貸付けについての説明に誤りがありましたので、 訂正させていただきたいと思います。

当初、地方自治法第96条 普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないの6に、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し出資目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価失くしてこれを譲渡し、若しくは貸付けることとなっており、この前回説明したとおりですね、研修施設の底地と温泉入浴施設の底地については無償貸付けするにあたっては議決が必要ということで説明させていただいたところでございますが、その地方自治法の解説を確認したところ、ここでいう財産については普通財産を指しており、行政財産についての扱いを改めて確認したところ、地方自治法の第237条の2にですね、第238条の第1項の規定の適用がある場合を除き、普通公共団体の財産は条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し出資目的とし、もしくは支払手段とし使用し、または適正な対価なくてこれを譲渡し、若しくは貸付けてはならないというふうになってまして、238条の4の中で行政財産は次項から第4項までに定めるものを除くほかこ

れを貸付け交換し、売払い譲渡し、出資の目的とし、もしくは信託またはこれに私権を設定 することができないとなっており。

- ○委員長(三澤公雄君) 参事。僕、昨日説明を受けて、この時間を設けたんだけど、すごく難解なことだってことも伝えたよね。皆さん手元に資料もないし、そのとき報告したといっても、あまた報告を受けてるから、一体どこのどういうことだろうか、手元資料何にもないのよ。ちょっと不親切じゃないかい。
- ○農林課参事(荻本 正君) すみません。
- ○委員長(三澤公雄君) そっちは一生懸命だけどさ、僕らも一生懸命審議したいのでね。 準備足りないんじゃないかい。
- ○農林課長(加藤貴久君) 委員長。農林課長。
- ○委員長(三澤公雄君) 課長。
- 〇農林課長(加藤貴久君) すみません。今、法律の話説明して長くなって申し訳ありません。具体的に申し上げますと、桜野牧場さんの土地を公共牧場用地として町で10月1日に購入させていただきました。それでその中で事務所の建物、いわゆる事務所の建物とあと旧桜野小学校の校庭に建っている、今はそういう目的では使っておりませんが、温泉施設の用地、建物がまだ耐用年数が残っていて、取り壊すことができないということで、岡山県の所有をもう少し続けなければならないということになっていました。底地については八雲町が購入しましたので町の所有地となるものですから、町の土地の上に岡山県の建物が乗るというかたちになるものですから、具体的に言うと無償で岡山県さんに、その上に建物を残しておくという賃貸という、料金は発生しないように取り扱おうと思っていたんですけども、町の財産を無償で岡山県に賃貸というかたちで認めてさせていただきたいというご説明を前回させていただきました。

ただし財産の取り扱い上で、そのとき私たちも瑕疵をしてしまったのは、岡山県も地方公共団体でございますので、地方公共団体との八雲町との契約では、議会の議決を要する一般的な、いわゆる民間公共団体以外への貸付け、事例でいいますと鉄道・運輸機構とかに残土を置くのに、育成牧場の土地を期限付きですけども今残土を入れるのにお貸ししているときには無償賃貸の議決を議会にも頂いたことが過去に何度かあると思います。それと同じ取り扱いをしなければいけないという解釈で進んでいたのですが、岡山県という地方公共団体の間では、それは地方自治法上は手続き上必要なかったということで説明に誤りがあって大変申し訳ありませんでしたということで、いうことを説明申し上げたかったものですら、大変あの。

- ○委員長(三澤公雄君) 今の説明でだいたいイメージ沸きましたね。だいたいというか、 最初のお話も含めて今の課長のお話を聞いて、資料なくても分かりましたね、これでね。そ ういうことなのでってことですね。
- ○農林課長(加藤貴久君) あのすみません。それで、次の臨時会若しくは定例会に議案として上程をさせていただきたいというご説明を前回常任委員会でさせていただいたんですが、今回議案としては取り扱わず、ただ、行政手続き上は無償賃貸というかたちで取扱うことになりますというご説明です。よろしくお願いいたします。

○委員長(三澤公雄君) わかりました。具体的な名称がいくつも出てくると、あぁあぁあぁとなるので助かりました。どうもありがとうございました。以上でいいですか。じゃあ、農林課の案件は終わります。ありがとうございました。

【農林課職員退室】

【選挙管理委員会事務局職員入室】

- ○委員長(三澤公雄君) それでは二つ目、選挙公営の実施について、選挙管理委員会事務 局になるんですね。よろしくお願いいたします。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 委員長。選挙管理委員会事務局長。
- ○委員長(三澤公雄君) 事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) それでは、選挙公営の実施についてということで、ご説明させていただきますが、公職選挙法が改正されまして、選挙運動費用を公費で負担するということができるようになりまして、町としましても、この制度化を検討している段階でございます。それで制度の内容につきましては、後ほど担当係長よりご説明させていただきますが、条例を制定するにあたりまして、この内容について議員の皆様方のご意見をお伺いしたいということでですね、お願いしたいと思います。

特に、ポスター作製費用の部分についての作成の枚数、単価についてですね、一応国の基準というのがありますけども、実際のところ実態というところもありますので、その辺についてですね、皆様方の意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○選挙係長(吉田正樹君) 委員長。選挙係長。
- ○委員長(三澤公雄君) 選挙係長。
- ○選挙係長(吉田正樹君) おはようございます。それでは、私のほうから今回の公職選挙 法の改正の概要から順に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

配付いたしました資料の1ページからご覧いただきたいと思います。

今回の公職選挙法の改正につきましては、令和2年6月12日に公布されまして、町長・町議選挙の選挙運動費用の公費負担が可能となりました。それと町議会選挙におけるビラの頒布が解禁となり、1,600枚まで配布可能となっております。

この法律は本年の 12 月 12 日に施行され、この日以降に告示される選挙から対象となる ものです。公費負担の制度化に伴いまして、町議選挙において今回供託金制度も合わせて導 入されたところです。今回の法律の改正にあたりましては全国町村会や全国町村議長会か らの要請を受けて法の整備がされたものとなっております。

それでは公費負担の対象について説明させていただきます。選挙運動用自動車の使用、それから選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が今回公費負担の対象となりました。対象とする場合は、各町の条例で規定する必要がありまして、公費負担を受けるためには供託物の没収点以上のですね、得票数が必要となっております。

1ページの中段にですね、参考1ということで国のほうで表形式で作成された資料がありましたので掲載させていただきました。

見て分かりますように、これまで都道府県や市の選挙までしか認められていなかった各費用が町長・町議選挙にも認められております。また供託金の導入によって、町議選挙によっては立候補の届け出の際に15万円の供託が必要となりました。

その次に供託物の没収点について説明させていただきます。町長選挙の場合は有効投票数の10分の1以上の得票が必要となりまして、それ以下の場合は供託金が没収ということになります。それに加えまして今回の選挙運動費用の公費負担についても受けられなくなってしまうという条件が付いております。町議選挙につきましては、有効投票数を議員定数で割った数の10分の1以上の得票が必要となっております。平成29年の町議選を例にしますと、町長選挙は993.1票以上が公費負担の対象となります。町議選挙におきましては62.06票が分かれ目となっておりまして、平成29年の選挙でいきますと一番表の少なかった方でも76票ということでしたので、全員が対象となれるということであります。

続きまして2ページのほうに移ります。選挙運動費用に係る公費負担の考え方ということで、まず最初にですね、国のほうで定めております、公費負担の限度額について説明させていただきます。限度額が公職選挙法の施行令によって規定されておりまして、①から③の各費用について定めております。今回ですね、この範囲内で町独自に限度額を定めることができるというふうになります。中身で説明しますと、①の選挙運動用自動車の公費負担限度額ですけども、大きく1と2に分かれておりますけども、1がハイヤー借上げというかたちで、車と燃料と運転手の雇用をまとめて契約した場合、各1日につき64,500円が上限額となっております。

それで大きい項目の2番、一般運送契約以外の契約ということで、イ・ロ・ハということで、自動車の借上げ、燃料の供給、運転手の報酬ですね、をそれぞれ別々に契約した場合の単価が定められておりまして、自動車借上料につきましては一日につき 15,800 円、燃料の供給につきましては、7,560 円×選挙運動に実際に自動車運行した日数ですね、を掛けた金額が上限となっております。それで運転手の雇用につきましても、選挙運動用自動車を実際に運転した日に対して、1日につき 12,500 円が上限額として定められております。この大きい項目の1番と2番のどちらかを選択して、利用していただくというふうになっております。

②の選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額についてですけども、こちらは町長と町議でビラの作成枚数の上限枚数が異なっておりますので、ご注意願います。町長についてはビラを2種類以内で枚数が5,000枚以内、町議については2種類以内で1,600枚まで公費負担の対象となります。作成単価につきましては、どちらも一枚当たり7円51銭ということになっております。

続きまして③のポスターの作成費用の公費負担限度額の考え方についてです。ポスターの作成限度額の考え方ですけども、ちょっと複雑になっておりまして、1枚当たりの印刷費の上限額、525.06 銭円ですね、それに掲示場の数、ポスター掲示場の数を掛けまして、31万 500 円となるのがデザイン企画費の部分になっておりますけども、その分を足しまして最後に掲示場の数で割るという計算になります。それで八雲町の掲示場の数で行きますと、国の限度額が3,273円というふうになります。

次に3ページにお移りいただきたいと思います。参考2として、表示しているところですけども、こちらは国の限度額と同額で条例を定めた場合の5日間の運動期間に係る概算費用を計算したものです。町長選挙と町議選挙で違うところは先ほどのビラの作成枚数だけですので、それ以外は同額となっております。

表は候補者一人当たりの金額を記載しております。一般運送契約による自動車借上げした場合は、一人当たり32万2,500円、一般運送契約以外による自動車の借上げ、燃料費、運転手の報酬をそれぞれ契約した場合は、合計で17万9,300円。ビラの作成料は町長で37,550円、町議で12,016円となっております。ポスターの作成量は113枚と仮定をしまして36万9,849円という試算になっております。①と③と④を選択した場合は、合計で町長が72万9,899円、町議が70万4,365円となります。それで②③④の選択ですと、町長で58万6,699円、町議で56万1,165円となっております。これはあくまでもかかった経費分を負担するという制度ですので、必ずこの金額がかかるというわけではございません。また、ここに記載している金額は、候補者一人に係る金額となっておりますので、予算を取る上では立候補者全員分の経費が必要となってきます。

それで、3ページの中段に参考3ということで、道内における他町の状況等を記載しております。自動車の使用料とビラの作成料につきましては、だいたいほかの町も国基準で規定しているところが、すみません間違いです。現在は市のみですので、ほかの市は国の基準で制定しているものと思われます。

それで④のポスターの作成単価の限度額についてですけども、国の基準通りの単価にしているところもございますけども、独自に規定している例もございます。その下に例1、2、3ということで例を挙げておりますけども、例1のように基本単価と企画費をそれぞれ国の単価よりも低く設定している事例や、例2のように企画費のみ国の基準より低く設定している事例、また例3のようにポスター掲示場数に関わらず一枚当たりの単価を条例で制定している事例もございます。ポスターの作成費を公費負担する場合、何枚まで負担の対象とするかということもいろいろ考えがございます。

3ページの下段に、道内の制定状況をまとめております。公職選挙法の施行例は掲示場数の2倍を上限としておりますが、道内の事例では掲示場数と同数か 1.2 倍としているところがほとんどとなっております。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。他の市の制定状況等も踏まえまして八雲町の考え方も検討中ですけども報告させていただきたいと思います。自動車使用料及びビラ作成料につきましては、ほかの地域と同様ですね、国の限度額と同額での規定がいいのではないかというふうに検討しているところです。それからポスターの作成費用の検討にあたりましては、前回の町長・町議選の議員皆さんのポスターの作成にかかった経費を調査させていただきました。その中で最高額が16万7千円、それで最低額が5,005円、平均しますと、6万4,629円となりました。限度額があることによってその金額に合わせて作成されると、現状よりも相当作成費用が高くなる可能性もあることから、①に記載しておりますように、平成29年の実績で最高額の16万7,000円を八雲町の掲示場の数で割りますと、1枚当たり1,478円となりますことから、その金額と国基準での単価限度額の範囲内でポスター作成費の単価を設定することといたしました。

4ページの中段にある比較表は単価ごとの作成費の比較のために作成した表になります。 それで、表の一段目は、単価を表し、二段目が公費負担の対象とする枚数を掲示場の数と同数にした場合の合計金額となります。それで三段目が掲示場数掛ける 1.2 倍までを対象とした場合の合計金額となっております。②に記載しておりますように、ポスター作成にかかる費用は現状に基づいた単価で十分作成が可能ではないかということで判断をいたしまして、現状に端数を切り上げて一枚当たり 1,500 円として検討を進めたいと考えております。

公費負担となる枚数につきましては、破れた場合の予備分の皆様印刷されていることと 思いますので、掲示場数掛ける 1.2 倍が妥当ではないかと考えております。これ以降の資料 はですね、その前提を基に実際の経費の見込みを算出しておりますので、よろしくお願いし ます。

(3) ①ということで、町議選挙の試算になります。現在定員 16 名ということで、今現在ですね、想定を最大で 21 人まで立候補対応に予算を計上しているんですけども、この同じ考え方を持って計算をしています。選挙運動用自動車につきましてはハイヤー借上げか、先ほどの個別に借上げ、または報酬を支払うというところの選択なんですけども、高いところでいいましてハイヤー契約を主として計算しております。それで町議選挙による選挙公営に係る経費の見込みについては 21 人で 1,127 万 7,336 円となります。

次に5ページのほうに町長選挙における試算を載せております。町長選挙につきましては、4人立候補と過程をしまして計算すると、全部で225万200円の経費がかかることとなります。その下に参考4ということで、平成29年の町長・町議選挙に係る実際の予算額と決算額を載せております。そこで比較しますと、予算額で1,352万7,536円増額となりますので、だいたい64.9%の選挙執行経費の増となっております。またその下に25年の町長町・議選挙の比較が載せておりますけども、こちらも63.4%の増ということで、ほぼ同じような統計となっております。

以上で概要説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(三澤公雄君) 説明が終わりました。皆様方から質問ご意見ありませんか。そしたら僕のほうから。ポスターはさ、これ以上枚数擦られないようにシールかなんか貼ったじゃん。確か、違ったっけ。だよね。それで今度1,600枚のビラというのが1,600枚まで頒布可能ということ。1,601枚は駄目なんでしょ。だから1,600枚を確定する何かをしなければいけないの。これから。今度からは。1,600枚作ったら。
- ○選挙係長(吉田正樹君) 委員長、選挙係長。
- ○委員長(三澤公雄君) 選挙係長。
- 〇選挙係長(吉田正樹君) ビラにもですね、証票を今度貼ることになりますので、一人当たり 1,600 枚。
- ○委員長(三澤公雄君) 期日までに作って、1,600 枚配りたい人は 1,600 枚以内のものを 選挙管理委員会に持っていって判子なりシールなりを押してもらったものしか配れないと いうことだよね。
- ○選挙係長(吉田正樹君) そうですね。シールになりますね。
- ○委員長(三澤公雄君) 1,600 枚どうすんのよって。実際そういう相談は多分支持者から来ると思うんだけども、その 1,600 枚じゃ絶対足りないんだからってことはどういうふう

に選挙管理委員会は解釈するの。いや、駄目です 1,600 枚以上は駄目です。それに準じたものを作っても配れませんよということだよね。

- ○選挙係長(吉田正樹君) はい。
- ○委員長(三澤公雄君) はい。皆さん。
- ○委員(大久保建一君) 1,600 枚しか配っちゃ駄目なの。
- ○選挙係長(吉田正樹君) までしか配れない。
- ○委員(大久保建一君) 配れないの。
- ○選挙係長(吉田正樹君) 上限が1,600枚です。
- ○委員(大久保建一君) 公費負担が 1,600 枚しかしないということではなくて、実際に配れないの。
- ○選挙係長(吉田正樹君) はい。
- ○委員長(三澤公雄君) あとね、供託金、これ決まっちゃったからあれだけど、かえって 候補者出ずらくなるんじゃないのかなと思ってるんだけども。八雲町じゃそういうことし ないよってわけにはいかないんでしょ。
- ○委員(横田喜世志) 条例で定めなければ次に延ばすということもできるんでないの。
- ○委員長(三澤公雄君) 八雲町で条例作るの。それとも公職選挙法の中の枠内のことだか ら条例作るとかじゃないんでしょ。
- ○選挙係長(吉田正樹君) 法律で、もう規定されておりまして、手続きを町の選挙規定で 定めるというふうになります。
- ○委員長(三澤公雄君) 今ね、広報委員会だとかでも、新しい候補者発掘というか、そういう気分になってもらえればっていろんな人に声かけたりして、のちのち議員になってもらいたいって言って、モニター委員とかも決めてるんだけども、でも出るときに15万かかるんだよって言わなければいけなくなっちゃうので。
- ○委員(大久保建一君) でもずっと安くなることは安くなるでしょ。実際冷やかし以外でさ、出る人達にとっては負担額は減ると思うよ。
- ○委員長(三澤公雄君) まぁポスターの部分ではこの例にあるみたいに。
- ○委員(大久保建一君) だって 15 万たって、ちゃんと選挙運動したやつは戻ってくるんだから。
- ○委員長(三澤公雄君) そうそう。そうなんだ。だけどわずらわしさ。あとその戻ってくるというこの有効投票数のこの計算式を載せてPRしないと、なんか新しい候補者、供託金って戻ってくるという感覚の人ってあまり、なかなか選挙って身近じゃないからさ。選挙管理委員会って候補者が生まれる環境も選挙管理委員会の仕事だよね。
- ○選挙係長(吉田正樹君) 広く。
- ○委員長(三澤公雄君) 投票に行くということも促すけども、立候補するということもそっちの仕事だよね。 範疇だよね。
- ○委員(田中 裕君) そこまであえて言うか、選挙管理委員会で。できないんじゃない。 ○委員長(三澤公雄君) 選挙って投票するだけのことが選挙じゃないという解釈はできる から、要するに当事者になるということも選挙管理委員会の仕事だもんね。そういう教育さ。

たとえば学校行ったりとか、求められないとしないのか、積極的にやるかは別にして。そう

なんでしょ。被選挙権 25 歳以上の方には立候補することができるんですよという意味での 教育への活動というのはするんですよね。うんうんじゃなくって、ちょっと答弁。

- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 委員長。選挙管理委員会事務局長。
- ○委員長(三澤公雄君) 局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) まぁ、投票が選挙にあたってはそういう制限だとか条件だとか、この制度ができれば●●の周知も当然していくということになります。
- ○委員(田中 裕君) 周知だけ。あとはその。
- ○委員長(三澤公雄君) 周知って求められないとしないの。
- ○委員(田中 裕君) あとは選管で候補者を擁立するような空気というのはできないしょ。 環境を整備してやるというのはできないでしょって。
- ○委員(横田喜世志君) こういうのあるからやってみませんかって勧奨はできない。
- ○委員(田中 裕君) できないできない。
- ○委員(横田喜世志君) 選挙に行ってくださいというのは広報だから。勧奨じゃないから。
- ○委員長(三澤公雄君) だからその広報として、権利である一票を行使する、投票行動を してくださいというのは言えるんでしょ。逆に、25歳以上の方は立候補できるんだよとい うことを、そういう権利もあるんだよということは教育の場でもできるよね。ということさ。 受け身だけではなくて、だって誰も求めていないけど、投票に行きましょうってことをやっ てるでしょ。積極的に教育委員会を含めてそういうことをやらせてもらえるようなことは しないの。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 教育という部分ですか。
- ○委員長(三澤公雄君) 教育機関を活用して、そういう主権者教育というのは選挙管理委員会は関係ないの教育委員会から求められたらやるってだけ。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 委員長。
- ○委員長(三澤公雄君) 局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) そこまでは考えていない。あくまでもその選挙 の制度なりそういう立候補の条件の周知というところで考えています。
- ○委員(田中 裕君) 考えなくてもいいんだわ。必要ない。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 学校に行って立候補してくださいというような ことは。
- ○委員長(三澤公雄君) 求められてもやらないの。主権者教育にはどういうふうに関わる の。積極的に関わるものではないの。教育委員会から求められたら考えるけどって、その範 囲。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 委員長。
- ○委員長(三澤公雄君) 局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(三澤 聡君) 今段階ではそういうふうにしか考えていないですけども。
- ○委員長(三澤公雄君) ほかに。はい、終わります。ありがとうございました。

【選挙管理委員会事務局職員退室】

(何か言う声あり)

○委員長(三澤公雄君) 本日はこれで終わります。ありがとうございました。

〔 午前11時06分 〕